

協議会及び配布資料等の公開について

本協議会及び配布資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 協議会

原則として、公開する。

2. 議事録及び配布資料

議事概要については、事務局の責任において公開する。

配布資料の取扱については、資料の内容を踏まえ、事務局が資料提出者等と相談して対応を決定する。